

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和6年9月30日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年9月20日（金）午前10時00分～10時15分 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

健康課：竹内課長、荒木主任保健師、小林主任保健師

3 件名

令和7年度以降の健康増進ルームの運営について

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☒ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

【結論】

- ・業務委託による運営を見直して民間の活力を生かし、行政財産の貸し付けにより民間事業者によるフィットネス事業等の運営を行う。
- ・事業者の提案内容によっては、障害者・高齢者福祉部門などと連携を図りながら進める。

【主な意見等】

- ・健康増進ルームを今まで利用していた高齢者や障害者にも今までどおり対応できるよう、人を配置できるのか。
⇒提案内容により異なると考える。プロポーザルの採点時の加点基準としたい。
- ・運営の見直しにより、障害者がこれまでのように使用できない場合は、障害者福祉部門と連携して対応を検討すること。
- ・これまで利用料金を安価に設定しており、運営を見直すことにより値上がることが見込まれるが、どの程度を見込んでいるか。
⇒企業により異なるが、月額での料金設定をしている業者が多い。このことから利用頻度によっては、安くなることが見込まれる。
- ・プロポーザルでは、保健福祉センターの設置目的などを鑑みた事業運営の提案を必須とする。
- ・市民のメリットをもう少し明確にするべきではないか。
⇒具体的に明示します。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課

件 名	令和7年度以降の健康増進ルームの運営について										
現状・課題	・健康増進ルームについては、平成13年の開設から20年以上が経過し、その間、地域で運動を行う市民サークルの増加や、市内・近隣市でのフィットネス施設の整備が進められている。 ・健康増進ルームは、こうした変化を踏まえ、令和4年度に事務事業見直しプロジェクトチームで検討を行い、介護予防やフィットネス事業者との連携を視野に入れ、現在の施設運営を見直し、今後の新たな活用方針を検討する必要があるとの結論に至った。 ・現在運営委託を行っている市民団体から今後の受託が難しい旨の相談を受けている。										
付議事案	目的	現在の健康増進ルームの運営方法を見直し、コストを削減するとともに現在の利用者のほか、健康に関心が薄い若い世代を含む幅広い世代へのアプローチとして、多くの市民が運動に取り組む場を提供する。									
	対応 方策	費用対効果を踏まえつつ、市民の健康づくりの支援を継続するため、現在の直営(事業委託)から、民間事業者等へ施設を貸し付け、健康増進事業等を実施する。									
論点(決定を要する事項)	・健康増進ルーム運営方法の変更について ・白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第19号)の改正について										
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【健康子ども部・福祉部調整会議】 ・条例から健康増進ルームの位置づけを削除することで健康増進以外の用途で利用される可能性がないことを明示するべきではないか。 ・健康増進ルームのある保健福祉センターの設置目的を踏まえ、事業者側も対応する必要がある。										
今後のスケジュール	10月 行政運営報告 12月 第4回定例議会(保健福祉センター設置管理条例改正) 1月 市民への周知										
	項目	有無	方法(時期)			項目	有無	方法(時期)			
	条例規則	有	定例議会(12月)			報道発表					
	議会説明	有	行政運営報告(10月)			広報・HP等	有	広報・HP(議決後)			
	市民参加	有	利用者を含む市民との意見交換会(10月)								
	付議書公表	☐ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☒ 時限非 (☐ 行政運営報告後 まで)									
参考情報	案件提出事由	①市政運営の基本的な方針(規程第4条第2項第1号) イ 重大な政策事項									
	関係法令等	地方自治法									
	関係課	公共施設マネジメント課、財政課、社会福祉課、障害福祉課、生涯学習課									
	事業費	令和5年度決算8,862 千円 (うち特定財源 健康増進ルーム使用料821 千円)									
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	民間の誘致・連携		

令和 7 年度以降の健康増進ルームの運営について

論点 1 健康増進ルームの運営方法の変更について

1 現状について

(1) 経緯

- ・健康増進ルームについては、平成 13 年の開設から 20 年以上が経過し、その間、地域で運動を行う市民サークルの増加や、市内・近隣市でのフィットネス施設の整備が進められている。
- ・健康増進ルームは、こうした変化を踏まえ、令和 4 年度に事務事業見直しプロジェクトチームで検討を行い、介護予防やフィットネス事業者との連携を視野に入れ、現在の施設運営を見直し、今後の新たな活用方針を検討する必要があるとの結論に至った。

(2) 健康増進ルーム

- ・開館時間は午前 9 時から午後 4 時 15 分まで。
- ・休館日は木曜日及び年末年始。
- ・運営費については令和 5 年度決算で年間歳入 821,590 円（220 円×868 人、110 円×5,733 人）、歳出 8,862,492 円
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の縮小を行っている。
- ・その後、新型コロナウイルス感染症が感染症法の 5 類になった後、受託事業者のスタッフ配置が困難な状況から、通常の業務状況に戻すことができていない。
- ・利用者数は予約制としていること、時間を短縮していること等からコロナ禍以前に比べ減少している。
- ・令和 5 年度の利用実人数は 335 人。
- ・利用者の種別としては、65 歳以上の高齢者が 8 割程度と多い。

※詳細については別紙 1 参照。

2 問題点、課題について

健康増進ルームについては、社会情勢の変化、費用対効果、利用者が特定の者であること、設備の老朽化などの課題があり、事務事業見直しプロジェクトチームの意見を基にその運営方法の検討を進めてきた。

（１）社会情勢の変化

開設当初の平成13年と比較し、各地域における楽トレ体操や市民団体、各センターにおける事業、フィットネスクラブの開設などにより、運動機会が増加している。

白井市は、健康文化都市宣言を行っている自治体で、総合計画や健康プランにおいて、健康寿命の延伸を目標に設定し事業を展開していること、週2回以上の運動をしている人の割合は、令和元年に実施した白井市民の「健康」に関するアンケート調査の結果では45.7%であるが、30歳から50歳代の人他年代よりも低く33.5%となっていることなどから、運動の動機づけ、継続支援は必要である。

（２）費用対効果

費用については、令和5年度決算額で約886万円支出しているが、延べ利用回数は7,470回であり、単純試算で1回あたり掛かる経費は1,186円（自己負担は1回220円）となる。なお、現在はランニングマシン等を再リースで対応しており、歳出面では減少傾向となっている。

利用者の状況としては、新型コロナウイルス感染症の影響で人数制限や時間制限等を行ったことにより利用者数が大幅に減少している。

（３）特定の者の利用

令和5年度の利用実績を見ると実人数は335人となっている。年齢別でみると65歳以上が266人で全体の79%であった。

利用の少ない若い層については、意識調査からも運動習慣のある割合が他の年代と比較し低いことが把握されている。

（４）設備の老朽化

設備については、運動を行う際の機器としてランニングマシン等を設置しているが、そのすべてが年数超過でリニューアルの選択を迫られている。

機種	台数	備考
ランニングマシン	４台	うち、１台は市所有。ほか、３台は令和３年１０月以降再リース。
バイク	４台	うち、２台は市所有。ほか、２台は令和３年１０月以降再リース。
筋力系マシン	７台	すべて市所有。

※現在再リースを行っている機器については、平成２８年１０月からリースを開始している機器となります。

リース金額については現在再リース契約により安価（通常リースの約３割の金額）で契約しているが、故障等の可能性が高くなること、安全性が保てなくなることが懸念される。このため、ストレッチ教室のみで事業展開する案が事務事業見直しプロジェクトチームなどで提案された。

令和２年度に実施した利用者等との意見交換会では、ストレッチ教室を中心に活用している利用者についても、マシンとの併用が身体機能の向上に効果があると認識されており、可能であればマシンも設置してもらいたい旨の意見が多数あった。

（５）運営団体の状況

健康増進ルームは市民団体との委託契約により、その運営を行っている。コロナ禍による制限から、現在は人員配置が困難な状況で、条例上の開設時間を担保できていない状況である。今後についても、引き続きの運営は厳しい旨の意見があることから、現在の運営方法を継続することは困難である。

3 見直しの方針について

- 方針 1 運動機会の確保
- 方針 2 多世代が利用できる施設
- 方針 3 費用対効果の向上

問題点、課題を踏まえ、令和 7 年度以降の健康増進ルームの運営方針を検討した。健康増進ルーム以外を含め、運動機会の確保を考えた場合、高齢者等の運動機会は一定数充足していることが分かったため、広く市民が集える場所としての検討を進めることとした。なお、開設当初から、利用者の要件は 16 歳以上となっているが若年層の利用が少ない状況である。

費用対効果については、利用者数が増加することにより費用対効果が上昇するため、より利用が進む方策、魅力のある健康増進ルームの運営を検討することとした。また、利用者が特定であることについても同様の考え方で対応が可能となる。

4 検討の結果について

現在の受託市民団体から今後継続して運営を受託することが難しい旨の話があったため、他の民間事業者から委託にかかる参考見積を聴取したところ、運営費用は約 1,900 万円と現在の費用の倍以上の金額が提示された。このことから、利用者を増やしても費用対効果を向上させることは難しく、委託については困難と判断した。

そこで、健康増進ルームの運営に対し、民間の活力を生かすため、民間のフィットネス事業者等に貸し付けて市民サービスを提供することを考え、この方法が実現可能であるかを検討するため、いくつかの民間事業者に意見を伺った。

【民間事業者の意見】

- ・行政と連携し健康増進に寄与したい。
- ・健康に関する測定などを行いつつ、運動習慣を醸成したい。
- ・多世代が集まれるような施設運営ができるのではないかな。
- ・条件によっては参入したい。

など、肯定的な意見をいただいた。

このほかに、保健福祉センター内の喫茶室が同様の手法で貸し付けを実施している実績がある。根拠については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けであり、対応を行う場合、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）の改正が必要となる。

なお、方針として定めた「運動機会の確保」「多世代が利用できる施設」について、民間の活力により実施することが、市民に対するサービスの向上につながると考えており、また、「費用対効果」については、市には施設を貸し付けた歳入が入り、必要な設備や人員などは民間事業者等が独自で準備をすることとなる。

市で予算計上が必要な部分としては、現在の設備の撤去費用や電気メーター等の設置費用のほか、修繕費となる。

5 実施案について

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けにより、民間事業者によるフィットネス事業等の運営を行う。

（１）貸付に関する案

- 1 実施方法 健康増進に関する事業を実施する民間フィットネス事業者等を対象に有償により本施設を貸与し、事業を運営する。
- 2 業者選定方法 プロポーザル方式による公募
- 3 貸与開始 令和7年度
- 4 貸与期間 5年間（1回に限り最長5年間まで契約を更新できるものとする）

※保健福祉センター内に当施設があることを踏まえ、センターの設置目的などを鑑み、事業運営を提案すること。

（２）対応案による想定される効果等

① 市民、市のメリット

・利用できるサービスの拡充

民間事業者により、行政では提供が難しかった社会のニーズをとらえた、これまでとは異なるサービスの提供が期待できる。

営業時間についても現状より拡大することが期待できる。

・多様な年齢層の利用を促進する

民間事業者の参入により、これまで健康に関心の薄かった市民に関心を持ってもらうきっかけとなる。

民間事業者の提案により、多様な年齢層の利用を促進することで、学生や子育て世代、高齢者の男性・女性と幅広い層の利用が期待できる。

・利用者同士が交流できる

多様な年齢層が利用することで、運動を通して普段かかわりのない人との世代間交流が生まれる。今までと違う交流できる場ができる。

・効率性（支出及び事務量の軽減）

現状の利用状況から、大幅な値上げを検討せざるを得ない状況であるが、民間事業者の参入により、利用者によっては値下げとなる可能性がある。

市としての支出については、現在発生している管理に要する経費が減少するとともに賃料としての収入が発生する。

事務についても、利用料や利用実績にかかる事務が軽減する。

・老朽化したランニングマシン等のリニューアル

マシン等については新たな民間事業者が必要に応じ独自で設置する。民間の活力により、自然に楽しく運動を継続させるようなマシンの設置や環境づくりが期待できる。

・利用料金の支払い手間が軽減する

一般的には月額制が基本となり、クレジットカードの支払可能な場合が多い。市民が毎回現金を持ち歩き、支払いを行う手間が軽減する。

事業者のメリット

- ・ **企業イメージの向上及び事業の拡充**

行政施設内に市民の健康づくりに資する事業所を設置・運営することにより事業を拡充するとともに、市民等からのイメージ向上が図られる。

- ・ **既存利用者の確保**

健康増進ルームの現在の利用者が引き続き利用する可能性が高く、利用者の確保につながる。

- ・ **新たな利用者の確保**

運動に関心のない人や何から始めたら良いのか分からない人にも、公的施設の中にあることで安心感があり、運動を始める機会として受け入れてもらいやすい。

6 スケジュール

令和6年

9月 経営戦略会議

10月 行政運営報告

10月 利用者を含む市民から意見徴収（意見内容を反映させ、プロポーザル採点表を作成）

12月 条例改正議案提案

令和7年

1月～3月 プロポーザル実施、事業者選定

3月 健康増進ルーム事業終了

4月 事業者の準備作業

7月 新規事業オープン

論点 2 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 (平成 17 年条例第 19 号) の改正について

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付を行う場合、現在の健康増進ルームの位置づけを変更する必要がある。

地方自治法施行令第 169 条の 3 の規定によると、「当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合」とされており、現在の健康増進ルーム部分の位置づけを削除する必要がある。

(1) 現在の健康増進ルームの位置づけ

- 1 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例において、「総合保健センター」の一部として位置づけられている。
- 2 総合保健センターは、市内に住所を有する者（例外規定あり）が使用でき、健康増進ルームは、市長の事前許可を得ることで使用ができる。（第 4 条第 1 号、第 7 条）
- 3 総合保健センターの開館時間は条例上、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までで休所日は日曜日、土曜日並びに国民の祝日及び年末年始となっている。健康増進ルームにあつては別に定められており、午前 9 時から午後 7 時まで。ただし、日曜日及び土曜日は午後 6 時まで。休所日については木曜日及び年末年始となっている。（第 14 条）
- 4 使用料及び使用料減免の規定が定められており 1 人 1 回 2 時間までの利用につき 220 円とされている。（第 15 条）
- 5 減免については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は使用料の全額、65 歳以上の者は使用料の 2 分の 1 の額を減額することができる。（第 16 条）

【関連経費について】

項目	<コロナ前> 平成30年度	<コロナ後> 令和5年度	単位	備考	差額
トレーニング室業務委託料	9,029,641	8,043,300	円	開館時間短縮等によるもの ※平成31年度から週1日減となっている。 ※民間企業へ過去、令和4年6月から1年間の見積もりを依頼したところ、年18,981,600円の見積もりが提出された。	986,341
健康増進ルームトレーニング機器保守点検委託料	324,000	316,800	円		7,200
機械器具使用料	77,760	0	円	シャワー室給水マット (現在シャワーを休止中)	77,760
機械器具賃貸料	11,145	11,352	円		-207
【長】機械器具賃貸料※1	2,722,743	361,680	円	入退館システム廃止、ランニングマシンリリースなどにより減額	2,361,063
消耗品費	55,642	129,360	円		-73,718
合計	12,220,931	8,862,492	円		3,358,439

【利用状況等について】

項目	<コロナ前> 平成30年度	<コロナ後> 令和5年度	単位	備考	差
開館時間（平日）	AM9:00～PM8:00	AM9:00～PM4:15 (予約制)		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を縮小したことに伴い、現状も受託団体側の体制が整わないことから新型コロナウイルス感染症前の状況に戻すことができていない。 ※平成31年度に平日は午後7時までに変更	
開館時間（土日）	AM9:00～PM6:00	AM9:00～PM4:15 (予約制)			
利用者延べ人数	28,286	7,470	人	コロナ後は予約制で人数制限	20,816
利用者実人数	843	335	人		508

※現在の委託団体については、今後の継続は困難となっている。

※高齢者の利用が多いが、意識調査等からは若年層の運動機会の減少が問題視されている。

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)
(法律第六十七号)

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合に

ついて準用する。

- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
 - 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
 - 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
 - 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
 - 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。
- （昭三八法九九・全改、昭四九法七一・昭六一法七五・平三法九〇・平一八法五三・一部改正）

【地方自治法施行令】

（行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合）

第百六十九条の三 地方自治法第二百三十八条の四第二項第四号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。

（平一九政三三・追加）